

コロナ禍におけるソーシャルワーク実習（社会福祉士実習） をふりかえる

——2年間の取り組みから——

村田一昭

はじめに

2020年当初にはじまった新型コロナウイルスの感染拡大は、世界中のありとあらゆる日常に変化を強いることとなった。「密接」、「密集」、「密閉」の回避、いわゆる三密回避がキャッチフレーズとして唱えられ、マスクが日常の必需品となった。

本学では新学期の開始が後ろ倒しとなり、授業もすべてがオンラインでのスタートとなった。そういった状況のなかで、ソーシャルワーク実習およびソーシャルワーク実習指導（以下、実習および実習指導とする）もはじまり、コロナ禍におけるソーシャルワーク実習として今年で3年目を迎えている。幸いここまで、感染拡大に伴う実習中止や実習中の学生の感染といった直接的な影響は被ってはいない。それもこれも学生の想いと本学の実習指導教員および実習配属先職員の配慮と工夫の賜物であるといえる。

そこで本稿では、本学で実施している実習および実習指導のうち、主に筆者が担当している子ども家庭福祉分野での2020年～2021年の体験および取り組みを中心に振り返り、今後のコロナ禍におけるソーシャルワーク実習のあり方を考える上での題材としたい。

*ソーシャルワーク実習およびソーシャルワーク実習指導は、筆者を含めて5名の専任教員で担当している。それぞれの担当教員が、それぞれの実習先と相談、工夫をしながら、学生への指導および実習の運営を行っている。本稿では、その全体を捉えることはできなかった。あくまで、筆者の担当する分野に限定して執筆したものであり、情報の偏りや不足があることをお断りしておく。

1. 本学におけるソーシャルワーク実習（社会福祉士実習）の概要

本学では、2009年よりソーシャルワーク実習全般に関わる指導を目的とした2年次の「ソーシャルワーク実

習指導Ⅰ」（2単位）、配属領域別の事前指導および実習中のスーパービジョン、実習後指導を目的とした3年次の「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」（4単位）と「ソーシャルワーク実習」（180時間以上：4単位）を開講している¹⁾。これらの学習の主な内容を図示したものが図1である。このような学習の内容とプロセスを通じて、ソーシャルワーカーとしての実践力の基礎を習得することを目指している。

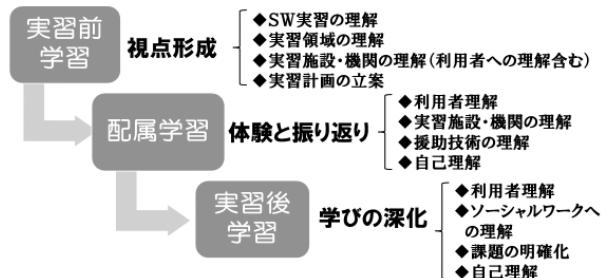


図1 ソーシャルワーク実習の学習過程

拙著「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー養成にむけた実習教育の取り組み—実習での学びを支える—」『朋』第6号 愛知県児童福祉施設長会議第27号 2015 p.112より

実習前学習では、実習先である施設・機関（以下、実習先とする）とその利用者の理解に多くの時間を割きながら、実習計画の立案を行う。続く配属学習では、図2に示した4点について理解を深めることに重点をおきつつ、学生個々の学問的関心も加味しながら実習を行っている（図2「ソーシャルワーク実習における4つ理解」参照）。これらの学びを、実習先職員によるスーパービジョンを軸にしながら実習指導教員による巡回および帰校によるスーパービジョンと併せて深めていく。

実習終了後は、実習による学びのさらなる深化を目的に、個別およびグループ別のスーパービジョンを行う。



図2 ソーシャルワーク実習における4つの理解

拙著「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー養成にむけた実習教育の取り組み—実習での学びを支える—」『朋』第6号 愛知県児童福祉施設長会議第27号 2015 p.113より

そしてその結果を、例年1月末から2月にかけて開催する「実習報告会および実習懇談会」にて、実習先の実習指導者およびこれから実習に臨む1～2年生に向けて報告している。全体会でもある実習報告会は、実習指導グループ別に、配属先の概況説明および実習後のグループ学習による学びを、実習場面などを交えて報告し、次年度実習予定の2年生への実習施設および実習内容の紹介と実習による学びの報告を行っている。実習指導グループ別の分科会として位置づけている実習懇談会は、学生個々の実習による学びの報告を題材とした実習先の実習指導者との懇談を通じて、さらに学びを深めている。2年生は、この懇談会にも参加し、学生と実習先の実習指導者との交流をみながら、次年度の実習へのイメージを膨らますこととなる。さらに、実習前学習から実習後学習の一連の学びの集大成として、「実習総括レポート」を作成し、実習全体のまとめとしている。

2. コロナ禍における実習実施に向けた取り組み

2020年度当初の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、関東圏を中心に早い段階で年度内の実習中止を決定する大学もみられたなかで、本学では年度内実施の基本方針のもと、以下の内容に取り組んだ。

(1) 実習実施に関する基本方針の作成

2020年4月14日付で「ソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」を作成（2022年2月15日改定）し、当面の対応方針として、以下の内容を示した。

「ソーシャルワーク実習（以下、実習）は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格取得に必修であることから、原則としてこれを実施する。ただし、実習施設・機関（以下、実習先）から実習の実施時期の変更、実習の延期又は中止等の要請がある場合は、その意向を尊重して対応する。また、大

学生が学生及び実習先にとって安全確保が困難と判断した場合は、実習の中止または日程変更（短縮を含む）について、実習先と協議の上、決定する。実習内容については、基本的に実習先のプログラムに従う」

また、学生を配属するあたり、以下の5つの遵守事項を示し、実習先の理解を得るとともに、実習前指導において、学生への徹底を図った。

- ① 感染リスクの高い場所に行くことは避け、実習開始1か月前からアルバイトは原則禁止とすること²⁾
- ② 実習開始1か月前から実習期間中毎日（休日も含む）、「感染症対策にかかる体調チェック及び行動記録」を記入し、必要に応じて実習先および実習指導教員（以下、教員）に提示又は報告すること
- ③ 実習期間中、体調チェック項目に1つでも当てはまる場合や体調不良の時は出勤せず、必ず実習先、学務課教育福祉学部担当職員（以下、学務課職員）及び教員へ連絡の上、自宅にて休養すること
- ④ 実習中（出勤時の公共交通機関利用中を含む）では、学生はマスクを着用すること（市販のマスクが入手できない場合は手作りマスクで対応）
- ⑤ 実習中は実習先の指示に従うとともに、密集・密接・密着場面を避けるなど、感染予防に万全を期して活動すること

なお、この基本方針ならびに遵守事項については、2022年10月現在も継続中である（参考資料1「ソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」参照）。

(2) 感染予防対策講座の実施

2020年度は、本学看護学部教授（感染制御学）を講師に迎え、「感染症予防対策講座」を実施した。これは、当時、新型コロナウイルス感染症に関する知識の乏しさやメディアによる情報の混乱もあり、実習前に感染予防に対する正しい知識の習得を目指したものである。2021年度には、学内における感染予防対策をまとめた「愛知県立大学感染対策ガイドライン」が作成されたことにより、実習前指導である全体オリエンテーションならびに各実習指導教員による分野別実習指導においてこれを活用し、実習準備段階における学内外での感染対策の徹底を図った。このガイドラインでは、感染拡大予防において、①自分が感染しない、②他の人に感染させないという2つの視点が不可欠であるとして、日常生活における「健康チェックシート」による体調チェックを推奨している。その上で、以下の4点について、その対応方法を

示している³⁾。

- ① PCR検査を受ける場合または濃厚接触者であると保健所より指定された場合
- ②自分が濃厚接触者であることを疑った場合
- ③感染が判明した場合（検査により陽性反応が出た場合）
- ④通学時および授業中、教室内、校内での行動基準このガイドラインが作成されたことにより、2020年度以降は、「感染症予防対策講座」は実施していない。

(3) 「感染症対策にかかる体調チェックシートおよび行動記録シート」の作成

実習先にウイルスを「持ち込まない・持ち込ませない」ための対応として、「感染症対策にかかる体調チェック及び行動記録シート」を作成し、実習開始2週間前から記入することと実習初日に実習先へ提出することを徹底した⁴⁾。なお、学生がこのシートに継続して記入することは、「ソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」の遵守と同様、コロナ禍における実習実施の条件のひとつとして課している。2022年度現在、シート未記入によって実習を中止もしくは実施を延期した学生はない（参考資料2「感染症対策にかかる体調チェックシートおよび行動記録シート」参照）。

(4) フローチャートの作成

2020年度の実習において、学生が実習前および実習中に新型コロナウイルスに感染することはなかったが、濃厚接触者となる例がいくつかあった。その都度、実習先との協議によって対応したが、個々の対応の重要点をまとめ、感染が判明した場合も踏まえて、対応のフローチャートを作成した。「ソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について」と同様、学生に配布し、その徹底とともに実習実施に対する実習先の理解を求めた。なお、このフローチャートは、2022年度も継続して活用している（参考資料3「新型コロナウイルス感染対応のフローチャート」参照）。

(5) オンラインによる実習前指導

2020年度は、感染の全国的な拡大によって、年度当初から授業をはじめとして、学内のあらゆる連絡手段がオンラインとなつたが、実習指導も例外ではなかった（授業開始は例年より1ヶ月遅れの2020年5月7日）。実習前指導の中心である実習計画書の作成は、対面を前提として指導プランを計画しており、そのため大幅な内容変更をしなければならなくなつた。本来、実習計画書の作成は、学生と実習指導教員との意見交換を通じて、問題意識を確認し、実習の目的および実習中に取り組む

課題を明確にしていく作業である。しかし、メールでのやりとりを中心とした添削指導が中心となり、「伝えたいことが伝わらない」、「意図を汲み取ることができない」といった相互にジレンマを感じる場面が多々あつた。そのためか、これまで以上に、実習計画書の作成には時間がかかったように思われる。

また、私が担当する子ども家庭福祉グループでは、例年、「経験者に学ぶ」と称して、前年度実習を行った4年生に参加してもらい、後述する実習報告会では伝えきれない実習体験を語ってもらう時間を設けている。実習計画書を作成する上での留意点を体験談から読み取ってもらうことと実習に対するイメージづくりを目的としているが、それもオンラインとなり、実習経験が醸し出す4年生の独特的の雰囲気を感じ取ることができなかつた。そのことは、実習による学びへの意欲の向上に少なからず影響を与えたものと思われる。

(6) 代替実習

実習日程が感染拡大期と重なつた学生については、基本的には年度内での実習実施を前提に日程の先送りをすることで対応した。しかし、確実に実施できる見通しが立たないことを理由に、通常実習とは違う実習形態を提案する実習先もあつた。特に、入所施設においては、利用者への感染を最も危惧しており、利用者との関わりを持たない実習を模索する実習先もあつた。そこで、逆に、オンラインおよび対面での職員との交流を増やすことで、ソーシャルワーカーへの理解を深めることに重点をおいた実習を試みた。具体的には、数日間、自宅での課題学習⁵⁾を行い、その後、実習先を訪問し、職員からのスーパービジョンを受けるという流れを繰り返した。職員からのスーパービジョンは課題内容にとどまらず、支援を実践する上での姿勢や態度、価値など幅広い範囲に及んだ。利用者と関われないという不自由さはあつたものの、通常の実習以上に職員との交流を図ることができたことで、ソーシャルワーカーへの理解は深まつたようと思われる。

(7) 巡回・帰校指導時のオンライン活用

180時間の実習中、巡回指導・帰校指導ともに対面で実施することを基本としたが、実習先からの要望もあり、適宜、teamsやzoomを活用したオンライン指導も行つた。オンラインを活用することによって、移動時間など教員の負担は軽減したものの、実習先によっては学生が使用できる通信環境が整つておらず、自己負担によって対応した学生もいた。また、巡回指導では、本来、実習指導職員との打ち合わせも行われるが、十分な時間が取れず、意思疎通が十分に図れない面もみられた。その点

は、後日、電話連絡などで補うよう努めた。結果としては、手間がかかることとなったが、対面でない分、双方で丁寧なコミュニケーションを心がけたと思われる。

オンラインによる実習中の指導は、教員の負担軽減の点からも、また、実習先を訪問することによる担当教員の負担および感染リスクの低減、職員の負担軽減にもつながるものと思われる。また、対面による実習中の指導は、どうしても回数が限定されてしまうが、たとえ、画面上であっても、頻回に学生と話せる機会がつくれることは、学生の安心感にもつながると思われる。コロナ禍において、やむを得ず実施したオンラインによる巡回指導・帰校指導であるが、対面による指導との併用によって、実習指導の選択肢を広げることになったことは間違いないといえる。

(8) オンラインを活用した実習報告会および実習懇談会の開催

実習指導職員への実習による学びのフィードバックと次年度実習に臨む2年生の実習前学習（実習施設および実習内容および実習による学びの紹介）の一環として開催している実習報告会および実習懇談会（以下、報告会＆懇談会）であるが、教室規模の問題もあり、2020年度はteamsおよびzoomを活用することで対面による人数を制限して実施した。

報告者である3年生は報告会＆懇談会ともに対面での参加とし、全体会でもある報告会には実習指導職員と在校生はオンラインによる参加とした。実習指導グループ別に、実習先の概況説明および実習後のグループ学習による学びを、実習場面などを交えて報告を行った。実習指導グループ別の分科会でもある懇談会は、実習指導職員にはオンラインで参加してもらい、学生個々の学びの報告と画面を通じた懇談を行い、実習による学びの深化へつなげた。

2021年度は、感染状況が落ち着いている時期でもあったことから対面で実施した。報告者である3年生はもちろん、次年度実習予定の1～2年生⁶⁾の3学年が参加。実習先の実習指導者も、数名のオンライン参加を除き、多数の対面による参加があった。報告会では、前年度同様、実習指導グループ別に実習先の概況説明および実習後のグループ学習による学びを、実習場面などを交えて報告。次年度実習予定の1年生および2年生への実習施設および実習内容の紹介と実習による学びの報告を紹介した。実習指導グループ別の分科会では、学生個々の学びの報告とともに、実習先の実習指導者との懇談を通じて、実習による学びを深めた。また、一部の分科会には、前年度に実習を終えた4年生が参加し、実習指導者

との意見交換に加わった。

(9) その他

担当教員による対面での指導が少ないまま、実習に臨む学生の不安は想像に難くない。そのため、2020年度および2021年度ともにメールやLINE、zoom、teamsなどを活用して、巡回・帰校指導以外にもできるだけ多くのコミュニケーション機会を設けるよう心がけた。結果的に、実習指導に割く時間は増えたものの、指導内容は充実したように思われる。

3.まとめ

これらの取り組みを土台にして、この2年間で実習を行った学生および実習を受け入れた実習先は、表1および表2のとおりである（表1「2020～2021年度ソーシャルワーク実習実施実績」および表2「2020～2021年度実習配属先別の実習生数」参照）。

表1 2020～2021年度ソーシャルワーク実習実施実績

	2020年度	2021年度
実習生数	49	55
実習配属先数	38	44
実習期間	6月～翌1月	6月～12月

表2 2020～2021年度実習配属先別の実習生数

実習配属先	2020年度	2021年度
児童相談所	4（3）	3（2）
福祉事務所	2（2）	1（1）
社会福祉協議会	6（6）	7（7）
医療機関	5（5）	11（11）
児童養護施設	8（7）	9（7）
児童心理治療施設	1（1）	2（1）
児童自立支援施設	3（1）	1（1）
児童発達支援センター	2（1）	1（1）
障がい児入所施設	—	1（1）
母子生活支援施設	4（3）	6（3）
救護施設	—	2（1）
宿所提供的施設	—	1（1）
自立支援事業	2（1）	1（1）
養護老人ホーム	4（2）	3（1）
特別養護老人ホーム	5（3）	2（1）
障害者支援施設	2（2）	4（4）
障害者相談支援事業所	1（1）	—

※（ ）は実習配属先数

コロナ禍におけるソーシャルワーク実習も、今年で3年目を迎えている。幸い、本学では、これまで実習および実習指導内容の大幅な変更を行うことなく実習を実施することができている。この2年間の取り組みの実績を実習先と共有し、実習による学びの機会の内容の確保を

図るための柔軟かつ効果的な実習および実習指導へとつなげていく必要がある。また、一方で、以下の点については、学科内において十分に検討されているとは言い難い。利用者と学生双方の安心・安全を確保しつつ、学びを深められるような予防対策について検討していく必要があると思われる。

- ① マスク着用の難しい利用児・者（乳幼児や障害児・者）との関わり場面における感染防止策
- ② 利用者との交流場面における感染防止策（特に、食事場面）
- ③ 宿泊実習における実習生間の感染防止策

おわりに

実習中にひとりの感染者を出すこともなく、この2年間の実習を終えられたことは、実習指導教員の行き届いた指導はもちろんのこと、実習指導者を中心とした実習先の配慮によるものである。加えて、普段以上に気を遣い、気を配り、実習を行った学生たちのがんばり。この

実習指導教員、実習指導者、学生三者の実習に対する共通理解があったからこそその結果であるといえる。

注

- 1) 2021年度社会福祉士養成課程のカリキュラム改定に基づき、2022年度よりソーシャルワーク実習をソーシャルワーク実習Ⅰ（60時間）およびソーシャルワーク実習Ⅱ（180時間）とし、それに伴い、ソーシャルワーク実習指導Ⅰの実施目的および内容の変更を行った。
- 2) 2022年度からは状況を見ながら、2週間程度として対応している。
- 3) 「愛知県立大学感染対策ガイドライン2022年度版」長久手キャンパス学務課
- 4) 実習時間内の感染予防対策は、各実習先の対応に沿って実施した。本稿では、各実習先の対応について整理することはできなかつた。
- 5) 職員研修の際に使用された事例を活用するなど実践的な課題となっている。
- 6) 2021年度からの新カリキュラムの施行により、1年生は2年次に60時間のソーシャルワーク実習を行うこととなった。

2022年2月15日

- (2)新型コロナウイルス感染が疑われる場合について
①「体調チェック」項目に該当がある場合、かかりつけの病院に相談するとともに、教員及び実習指導職員へ連絡し、実習を休む。実習を休む期間については、医師、教員及び実習指導職員の指示に従うこと。

ソーシャルワーク実習実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大予防の観点から、ソーシャルワーク実習（社会福祉士実習及び精神保健福祉士実習）については、当面次のよきに対することとします。

ソーシャルワーク実習（以下、実習）は、社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格取得に必修であることから、原則としてこれを実施する。ただし、実習設・機関（以下、実習先）から実習の実施時期の変更、実習の延期又は中止等の要請がある場合は、その意向を尊重して対応する。また、大学が学生及び実習先にとって安全確保が困難と判断した場合は、実習の中止または日程変更（短縮を含む）について、実習先と協議の上、決定する。実習内容については、基本的に実習先のプログラムに従う。

2. 学生への指導内容について

(1)ソーシャルワーク実習中の対応について（事前訪問等実習期間前後を含む）

- ① 感染リスクの高い場所に行なうことには避け、実習開始前の所定期間（概ね2週間程度）からアルバイトは原則禁止とする。ただし、所定期間の具体的な日数については、厚生労働省による自宅待機期間の規定に準ずる。

- ② 実習開始前の所定期間（概ね2週間程度）から実習期間中毎日（休日も含む）、「感染症対策にかかる体調チェック及び行動記録」（別紙）を記入し、必要に応じて実習先および実習指導教員（以下、教員）に提示又は報告する。

- ③ 実習期間中、体調チェック項目にいつまでもはまる場合や体調不良の時は出勤せず、必ず実習先、学務課教育福祉学部担当職員（以下、学務課職員）及び教員へ連絡の上、自宅にて休養する。

- ④ 実習中（出勤時の公共交通機関利用中を含む）では、マスクを着用する（可能な限り、不織布マスクを使用）
⑤ 実習中は実習指導職員の指示に従うとともに、密集・密接・密着場面を避けるなど、感染予防を意識して活動する。

*PCR検査等およびワクチン接種は、個々の事情を配慮しつつ、可能な限り推奨はするが必須とはいえない。

*実習期間を短縮せざるを得ない場合は、実習指導職員と教員の協力を得て、実習内容を踏まえた演習または学内実習等の実習に替わる学習方法の実施を検討する。

- (2)新型コロナウイルス感染が疑われる場合について
①「体調チェック」項目に該当がある場合、かかりつけの病院に相談する場合には、医師、教員及び実習指導職員へ連絡し、実習を休む。実習を休む期間については、医師、教員及び実習指導職員の指示に従うこと。
② 風邪の症状や37.5°C以上の発熱、強いたる倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）等がある場合は、かかりつけの病院や指定の医療機関または居住地の「受診・相談センター」に電話で相談すること。
③ 新型コロナ感染症に関する検査を受けることが判明した場合及び濃厚接触者であると保健所から指定された場合は、直ちに、大学に連絡し、検査結果が出るまで自宅待機すること。（濃厚接触者の場合は、本人は保健所の指示に従うこと）

- ※ 1 自分が濃厚接触者にあたる可能性があるにもかかわらず、感染者の増加等による社会的な理由により保健所の指示・連絡がない場合は、速やかに学務課ソーシャルワーク実習担当者及び担当教員へ連絡・相談すること。特に所定期間（概ね2週間程度）以内に陽性が判明した者と飲食を共にした者は、濃厚接触者であるとの連絡がなくとも大学に連絡すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染が確認された場合
速やかに学務課ソーシャルワーク実習担当者及び担当教員へ連絡すること。なお、所定期間（概ね2週間程度）出席停止となるが、本人は保健所の指示に従うこと。

- (4) 日常生活における感染予防及び感染拡大予防対策について

- ① 密閉空間・密接場所・密接場面を避けよう努力すること。
② 検温の実施および手洗い、うがい、咳エチケットを中心とする。
③ 約養、睡眠等に十分配慮すること。

3. ソーシャルワーク実習を延期または中止する状況について

- 以下の場合は、学生と教員との協議の上、実習中止または開始の延期の判断をする。
(1) 学生にウイルス検査で陽性反応が出たとき。
(2) 実習先の関係者（利用者・職員等）にウイルス検査で陽性反応が出たとき。
(3) 学生の同居家族またはアパート先などにおいて、陽性者が判明し、学生自身が濃厚接触者となつたとき（実習開始前の所定期間（概ね2週間程度）以内に濃厚接触がわかつた場合を含む）
(4) 実習先から実習の延期または中止を打診されたとき。
(5) その他、新型コロナウイルス感染症をめぐる大学および実習先との地域の状況をふまえ、実習および実習に関連する行事や活動を延期または中止することが適当と大学が判断したとき。

その他、隨時、実習指導職員、学生、学務課職員、実習指導担当教員間で協議・連携を図り、今後の状況の変化に応じた対応をする。

感染症対策にかかる体調チェック及び行動記録シート (No.)

愛知県立大学

学生氏名				実習期間	月 日 ～ 月 日		
日付 項目	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温(平熱 °C)	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
咳	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
強いだるさ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
息苦しさ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
咽喉痛	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
味覚障害	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
嗅覚障害	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
その他の症状（鼻水、頭痛、発疹、耳下腺の腫脹、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、その他）							
家族の健康							
備考							

- ※ 実習開始の2週間前から実習終了まで記録して下さい。
 - ※ 実習初日に実習先に実習前2週間分を提出し、確認を受けること。
 - ※ 実習中は、実習先に指示に従うこと。
 - ※ 記載方法
 - 1) 毎朝体温を測り、体温欄に記載します。
 - 2) 新型コロナウィルスの主な症状（咳、強いだるさ、息苦しさ、咽喉痛、味覚障害、嗅覚障害）について、有・無を記載します。
 - 3) その他の気になる症状（鼻水、頭痛、発疹、耳下腺の腫脹、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、その他）がある場合は、その他の症状欄にその内容を記載します。特に症状がない場合は「無」と記載。
 - 4) 同居家族の健康状況を記載します。（例：父がインフルエンザ陽性・体温38.0、妹に息苦しさ有り・体温36.8）特に記載すべき症状がない場合（全員健康）は「問題なし」と記載。
 - 5) イベントへの参加や自宅近隣以外での活動、制限地域への移動歴（海外渡航歴および居住県以外の緊急事態宣言の対象地域への移動歴）などを備考欄に記載します。
 - ※ 体調チェック項目に1つでも該当するものがある場合は、実習前は実習指導教員、実習中は実習指導職員に相談して、対応を決めること。
 - ※ 感染者や濃厚接触者との接触が判明した場合、速やかに学務課に連絡すること。
- 最後に濃厚接触した日から起算して2週間程度は出席停止となり、実習もできません。

